



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2017年8月31日

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村洋一

同 芹澤 齊

同 升味佐江子

## 加計学園選定に関して作成された全ての文書の 情報開示及び適正保管を求める声明

私たち公益社団法人自由人権協会（JCLU）は、政府に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）及び公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）の解釈運用を法の理念に沿うように改めるとともに、加計学園選定に関して作成された文書は行政文書であることから、同文書を全て公開し、これを適正に保管するよう求める。

報道や国会審議の中で文部科学省内に存在していたことが明らかになったメールや文書は、関係者の発言も踏まえると、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、組織的に用いるものとして保有されていたものであることは間違いない。したがって、これらの文書はすべて公文書管理法及び情報公開法に規定する「行政文書」に該当する。

ところが、文部科学大臣は、文部科学省の再調査により見つかった獣医学部新設に関する文書は、個人メモであって、それが共有フォルダに保存されていたことなどを「不適切」とし、関係者を処分した。これは、情報公開法の理念に反する解釈運用と言わざるをえない。

「行政文書」に該当する文書について、その存在を否定したり個人メモとして開示を拒むことは、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」情報公開法1条の趣旨を踏みにじるものである。

文部科学省は、加計学園の獣医学部設置にかかる関係文書（電子情報を含む）の情報

公開請求があれば、「行政文書」の存否について、省内のすべての共有サーバを調査するだけでなく、関係者が省から貸与されているパーソナルコンピュータも調査することが求められている。本件においては、作成者や作成年月日が不明であっても、関係する文書が存在することは明らかなのであるから、怪文書であるかのように説明して、調査義務を尽くさないことは違法である。

また、内閣府は、獣医学部設置に関する内閣府担当者と文部科学省担当者の協議に関し、内部の協議であるため公文書を作成していなかったとしているが、省庁間の協議の内容は、当該行政機関における経緯を含めた意思決定に至る過程（公文書管理法 4 条柱書）であって、これを合理的に跡付け、または検証することができるよう、当該協議内容について公文書が作成されなければならないのであり（同条柱書「その他の事項」）、内閣府が公文書を作成していないとすることは明らかに同法の趣旨に反するものである。

政府に都合の悪い情報が市民に開示されないようになれば、民主主義が機能しないことは必然である。今回の問題は、単に獣医学部設置の是非の問題ではなく、民主主義に不可欠の情報公開、公文書管理のあり方を問うている。

政府は、情報公開法及び公文書管理法の理念を踏みにじっている今回の問題への対応を真摯に反省し、その解釈運用を法の理念に沿うように改めるとともに、加計学園選定に関して作成された行政文書を全て公開し、これを適正に保管しなければならない。

以 上